# 行 政 改 革 大 綱
# 前期実施計画書

平成20年2月

熊　谷　市

# 目　　次

## 第１章　行政改革大綱


**Ⅰ　基本方針**

**１　行政改革推進の背景・必要性**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **１**

**２　行政改革の基本理念**　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **３**

**３　計画期間と推進体制**　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **３**

（１）目標年次と計画期間

（２）推進体制

（３）進行管理

**Ⅱ　具体的方策**

**１　公共サービスの重点化**　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **４**

（１）事務事業の再編・整理、廃止・統合

（２）民間活力の活用

（３）市民との協働

**２　効率的な行政運営**　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **５**

（１）組織・機構の見直し

（２）人材育成の推進

（３）ICT 化の推進

（４）定員管理の適正化

（５）給与等の適正化

**３　健全な財政運営**　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **７**

（１）歳出の抑制

（２）自主財源の確保

（３）水道事業の経営健全化

（４）第三セクター等の見直し

**行政改革大綱　体系図**　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９

# 第２章　前期実施計画書


**１　公共サービスの重点化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０**

**２　効率的な行政運営　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１**

**３　健全な財政運営　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２**


## 資　　料


１　熊谷市行政改革推進委員会からの答申書　・・・・・・　１４

２　熊谷市議会行財政改革特別委員会からの要望書　・・・・・・　２０

３　熊谷市行政改革推進委員会条例・委員名簿　・・・・・・　２２

４　熊谷市行政改革推進本部設置要綱　・・・・・・　２４

５　用語解説　・・・・・・　２７

# 第１章
# 行政改革大綱

# Ⅰ　基本方針

## １　行政改革推進の背景・必要性

少子高齢社会の進行による人口減少時代を迎えるとともに、市民の価値観やライフスタイルはますます複雑・多様化しており、それに対応すべく、地方自治体は限られた予算と職員での効率的な行政運営が求められています。その一方で、NPO 等による活動の活発化などにより、公共的サービスの提供を市民自らが担うという認識も広がりつつあります。

このため、地方自治体は、NPO や地元企業等といった地域に存在する様々な主体の力を結集してサービスを提供していくような「新しい公共空間」を形成することで、自らはその役割を重点化し、拡大する行政需要に対応していくことが必要になります。

また、現在わが国では、地方自治体が中心となって住民の負担と住民の選択に基づいた公共サービスを提供する分権型社会への転換が、地方分権改革という名の下に進められています。地方分権改革の進展によって、地方自治体にはより多くの権限が移譲され、自由度が増すものと考えられていますが、それと同時に財政的基盤を強固にしていかなければなりません。

また、平成２１年４月の特例市移行を目指し、現在、その準備を進めていますが、移行に伴い多くの権限が県から移譲されることとなります。

本市は平成１７年１０月の１市２町による合併に続き、平成１９年２月には江南町との合併を行い、新たな熊谷市が誕生しました。市町村合併は究極の行政改革であると言われていますが、合併をしただけではその効果が十分に発揮されたとはいえません。このため、今後は合併のメリットを生かした行政運営を行っていく必要があります。

これらの状況を踏まえ、職員一人ひとりが危機意識と改革意欲を持って行政改革に取り組んでいきます。

**特例市移行に伴い移譲が見込まれる事務事業数**

| | |
|---|---|
| 環境に関する事務 | ２０本 |
| 都市計画・建設に関する事務 | ２２５本 |
| 産業・経済に関する事務 | ４２本 |
| 合　　計 | ２８７本 |

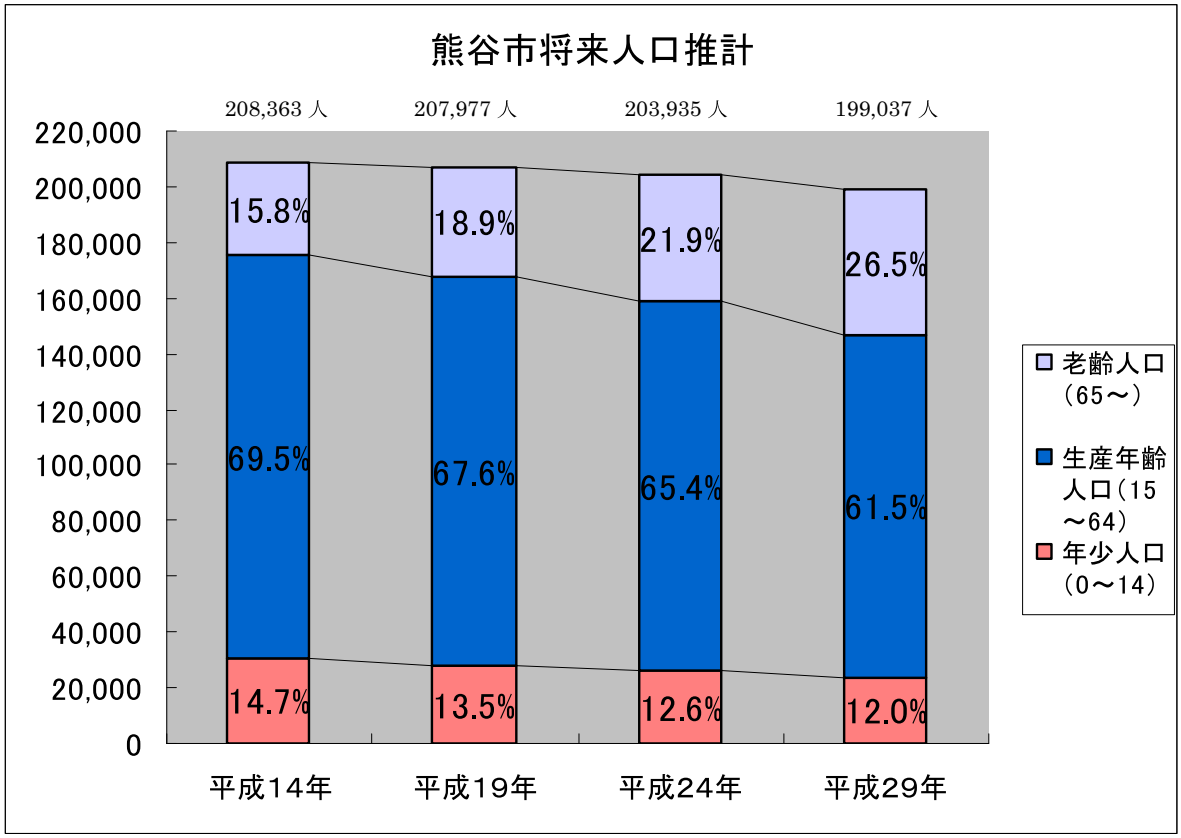


＊　平成１４年から１９年までの５年間の実績に基づき平成２９年までを推計したものです。

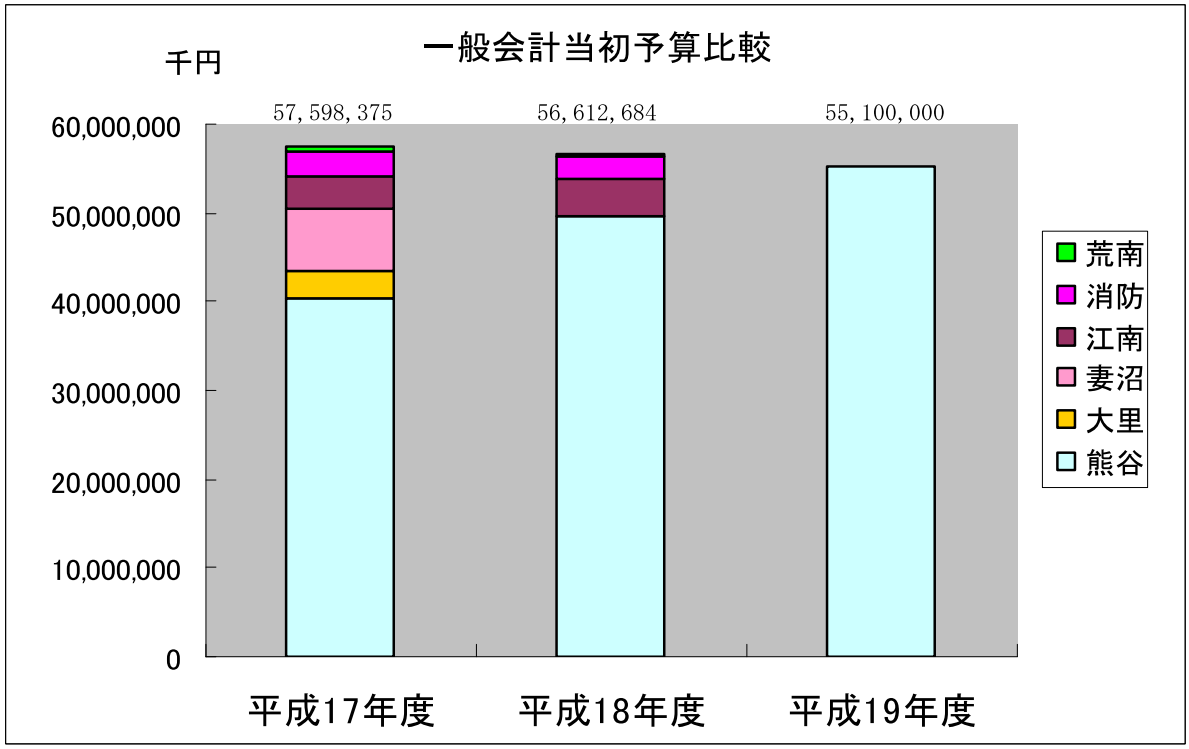


＊荒南は荒川南部環境衛生一部事務組合、消防は熊谷地区消防組合です。

## ２　行政改革の基本理念

行政改革とは、最小限の経費で、最大限の効果を挙げるため、これまでの事務事業の内容や進め方などを根本的に見直し、改めていくことです。この基本に立ち返り、「公共サービスの重点化」「効率的な行政運営」「健全な財政運営」の３つの大きな改革目標のもと、「低コスト高満足市政への転換」を基本理念として行政改革を進めます。

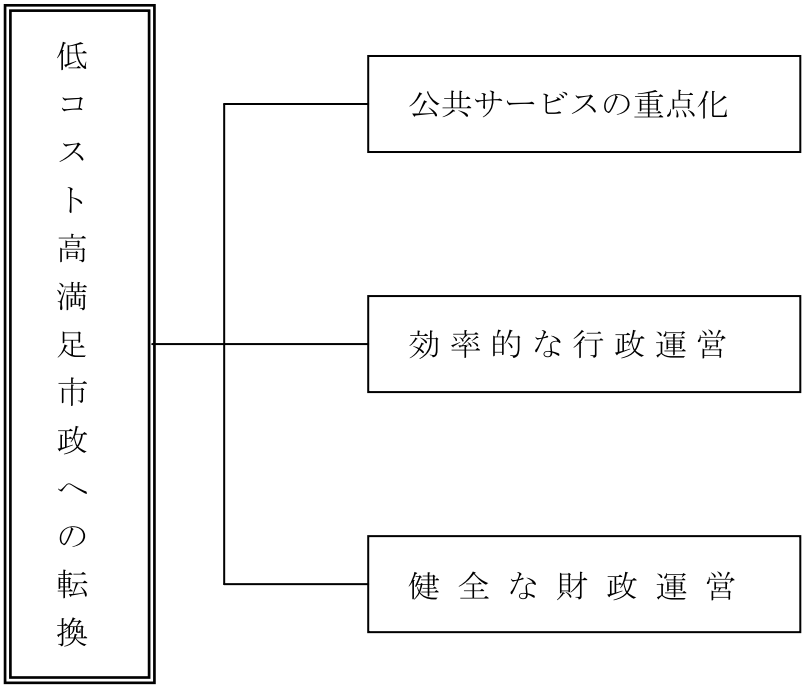


## ３　計画期間と推進体制

### （１）目標年次と計画期間

行政改革大綱の目標年次は、平成２４年度とします。

計画期間については、前期を平成１９年度から平成２１年度まで、後期を平成２２年度から平成２４年度までとします。

### （２）推進体制

副市長を本部長とする熊谷市行政改革推進本部が中心となり、全庁的な体制で取り組みます。

### （３）進行管理

行政改革を推進していくために、この大綱に基づいて、具体的な取組内容や実施年度等を明記した実施計画を策定します。

この大綱の進行管理は、熊谷市行政改革推進本部において行い、定期的に第三者で構成される熊谷市行政改革推進委員会及び市議会に報告をし、当該委員会等から意見を伺うほか、市民に対しては、ホームページや市報を通して積極的に公表していきます。

## Ⅱ　具体的方策

### １　公共サービスの重点化

少子高齢社会の進行による人口減少等により、本市の財政規模は将来的には縮小傾向にあり、併せて職員数も減員を予定しています。しかし、一方では地方分権が進み、国や県からの権限移譲により事務事業が増加していくことが見込まれます。

今後は、行政効率や効果等を十分検討しながら、必要性の薄れた事務事業を廃止し、民間でのサービス提供が可能な事務事業については積極的に民間に委ねていきます。また、市民と情報の共有化を図りながら、積極的な市政への参画を促すことで、市民との協働を推進し、市自らが担う公共サービスの重点化を図ることを目指します。

| 改　革　目　標 | 重　　点　　項　　目 |
|---|---|
| 公共サービスの重点化 | （１）事務事業の再編・整理、廃止・統合 |
| | （２）民間活力の活用 |
| | （３）市民との協働 |

#### （１）事務事業の再編・整理、廃止・統合

厳しい財政状況の中で、新たな行政課題や多様化する行政需要に的確に対応するためには、現在の事務事業の総点検を行いスリム化を図ります。

| 重　点　項　目 | 計　　画　　項　　目 |
|---|---|
| 事務事業の再編・整理、廃止・統合 | ア　事務事業の見直し |
| | イ　行政評価システムの導入 |
| | ウ　重複施設の見直し、活用 |

#### （２）民間活力の活用

すべての公の施設について管理のあり方についての検証を行い、指定管理者制度の活用を図ります。また、事務事業の委託化については、市民サービスの向上と経費の節減等が見込める場合には、積極的に民間委託を推進し、事務処理の効率化を図ります。

| 重　点　項　目 | 計　　画　　項　　目 |
|---|---|
| 民間活力の活用 | ア　指定管理者制度の活用 |
| | イ　事務事業の委託化の推進 |

### （３）市民との協働

市民と市が、お互いを良きパートナーとして認め合える関係を築いていくために、地元企業やNPOとの連携を図り、市の施策の決定や実施にあたり、積極的に市民の参画を求めると同時に、情報の共有化を図ります。

| 重　点　項　目 | 計　画　項　目 |
|---|---|
| 市民との協働 | ア　地元企業・NPOとの連携 |
| | イ　市民参画の推進 |
| | ウ　市民との情報共有化 |

## ２　効率的な行政運営

地方分権の進展に伴い、事務事業が増加する一方で市民ニーズもますます複雑、多様化しています。これらに的確に対応するために、簡素で効率的な組織・機構の構築を目指し、あわせて様々な行政課題に対応できる人材の育成や、ICT化を推進することで、効率的な行政運営を目指します。

また、職員定数や給与等については、更なる適正な管理運用と情報公開に努めます。

| 改　革　目　標 | 重　点　項　目 |
|---|---|
| 効率的な行政運営 | （１）組織・機構の見直し |
| | （２）人材育成の推進 |
| | （３）ICT化の推進 |
| | （４）定員管理の適正化 |
| | （５）給与等の適正化 |

＊ICT・・情報通信技術を意味する。ITよりもコミュニケーション「通信」を強調したい場合に用いられる。

### （１）組織・機構の見直し

効率的な行政運営を行うために、組織・機構については社会情勢の変化や行政需要等に応じて柔軟に見直しを行います。また、定員適正化計画を踏まえ、適正な配置職員数となる組織を検討します。

| 重　点　項　目 | 計　画　項　目 |
|---|---|
| 組織・機構の見直し | ア　簡素で効率的な組織・機構の構築 |

### （２）人材育成の推進

地方分権の進展に伴って、地方自治体職員の果たすべき役割と責任がますます大きくなっています。

このため、熊谷市人材育成基本方針に基づいて、職員一人ひとりの意識改革・能力開発を推進します。

| 重　点　項　目 | 計　画　項　目 |
|---|---|
| 人材育成の推進 | ア　職員の意識改革と能力開発 |

### （３）ICT 化の推進

行政事務の簡素化・効率化や市民の利便性の向上のために、情報セキュリティに万全を期しながら、行政手続のオンライン化・電子自治体業務の標準化・共同化等を推進します。

| 重　点　項　目 | 計　画　項　目 |
|---|---|
| ICT 化の推進 | ア　ICT を活用した業務改革 |

### （４）定員管理の適正化

公共サービスの質を低下させることなく、効率的な行政運営を行いながら、本市の都市規模に見合った職員数の適正化に努めるため「定員適正化計画」に基づき計画的な定員管理を行います。

| 重　点　項　目 | 計　画　項　目 |
|---|---|
| 定員管理の適正化 | ア　定員適正化計画にのっとった定員管理 |

### （５）給与等の適正化

国の基準に準拠するとともに、社会通念を踏まえて制度及び運用の見直しを行い、給与等の適正化を図ります。

| 重　点　項　目 | 計　画　項　目 |
|---|---|
| 給与等の適正化 | ア　給与制度等の見直し |
| | イ　福利厚生事業の適正化 |

## ３　健全な財政運営

地方分権の進展に伴って、地方自治体はより自立性の高い行財政運営を行うことが求められています。本市の財政状況は、現在までのところ概ね収支バランスを保っていますが、今後このまま事務事業を継続していった場合には、平成２０年度から財源不足が見込まれ、健全財政を維持していくのが困難な状況になることが予測されています。

このため、歳出を抑制するとともに、積極的に歳入の増加策に取り組みます。また、地方公営企業である水道事業の経営は、本市の財政に大きな影響を与えることから、積極的に経営健全化に取り組みます。また、第三セクター等についても、市が過度の負担を負うことがないよう、経営改革に取り組むよう促します。

| 改　革　目　標 | 重　　点　　項　　目 |
|---|---|
| 健全な財政運営 | （１）歳出の抑制 |
| | （２）自主財源の確保 |
| | （３）水道事業の経営健全化 |
| | （４）第三セクター等の見直し |

### （１）歳出の抑制

歳入規模に見合った歳出とするため、今後抑制が可能な歳出については、積極的に削減を図ります。

| 重　点　項　目 | 計　　画　　項　　目 |
|---|---|
| 歳出の抑制 | ア　補助金等の適正化 |
| | イ　公共工事コスト縮減 |
| | ウ　公共サービスの市場化 |

### （２）自主財源の確保

良好な収支バランスを保つためには、市税等の納税率の向上により安定した自主財源を確保するのはもちろんのこと、新たな自主財源の創出にも積極的に取り組みます。

| 重　点　項　目 | 計　　画　　項　　目 |
|---|---|
| 自主財源の確保 | ア　収納対策 |
| | イ　使用料・手数料の適正化 |
| | ウ　市有財産の有効活用 |
| | エ　企業誘致の推進 |
| | オ　広告料収入の拡大 |

### （３）水道事業の経営健全化

本市の水道事業は、地方公営企業のため独立採算制を基本としていますが、経営が悪化した場合には本市の財政にも大きな影響を及ぼすことから、積極的に経営健全化に取り組みます。

| 重　点　項　目 | 計　画　項　目 |
|---|---|
| 水道事業の経営健全化 | ア　水道事業の経営健全化 |

### （４）第三セクター等の見直し

第三セクターや外郭団体については、自ら経営改革に取り組むよう促す一方で、市の関与のあり方について、見直しを行います。

| 重　点　項　目 | 計　画　項　目 |
|---|---|
| 第三セクター等の見直し | ア　監査機能の強化、情報公開の拡充 |
| | イ　給与・役職員数の見直し、組織・機構のスリム化 |
| | ウ　市の関与のあり方の見直し |
| | エ　土地開発公社の経営健全化 |

# 熊谷市行政改革大綱　体系図

| 改革の理念：低コスト高満足市政への転換 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **改革の方策（大柱）** | **重点項目（中柱）** | **計画項目（小柱）** | | **前期実施計画（平成19年度～平成21年度）** |
| 1　公共サービスの重点化 | （1）事務事業の再編・整理、廃止・統合 | ア　事務事業の見直し | プ | ①事務事業数1，614本の5%削減 |
| | | イ　行政評価システムの導入 | プ | ①総合振興計画、予算編成との連動が図れる行政評価システムの構築 |
| | | ウ　重複施設の見直し、活用 | プ | ①施設の統廃合や転用を含め、その必要性について精査 |
| | （2）民間活力の活用 | ア　指定管理者制度の活用 | プ | ①少なくとも8箇所の公の施設について、指定管理者制度を導入 |
| | | イ　事務事業の委託化の推進 | プ | ①委託率の向上（一般ごみ収集、道路維持補修・清掃等、情報処理・庁内情報システム維持、学校業務、し尿処理（施設運営）） |
| | | | | ②一部委託化の実施（総務関係事務） |
| | | | 指 | ③事務事業数の20%を委託化（一部委託を含む） |
| | （3）市民との協働 | ア　地元企業・NPOとの連携 | | ①活動主体に対する支援 |
| | | | | ②協働事業に対する職員の意識改革 |
| | | | マ | ③パートナーシップ・マニュアルの策定 |
| | | イ　市民参画の推進 | マ | ①自治基本条例の制定 |
| | | | マ | ②協働事業提案制度の創設 |
| | | | マ | ③パブリックコメントの実施 |
| | | | マ | ④各種審議会の見直し（必要性、公募委員、女性委員） |
| | | ウ　市民との情報共有化 | マ | ①市民満足度評価調査の実施 |
| | | | 指 | ②市報、ホームページの充実 |
| | | | | ③各種審議会の公開の推進 |
| 2　効率的な行政運営 | （1）組織・機構の見直し | ア　簡素で効率的な組織・機構の構築 | | ①適正な配置職員数の実現 |
| | | | | ②行政センターの組織・機構の検討 |
| | （2）人材育成の推進 | ア　職員の意識改革と能力開発 | 指 | ①熊谷市人材育成基本方針に基づく人材育成 |
| | | | | ②研修制度と人事制度の連携 |
| | （3）ICT化の推進 | ア　ICTを活用した業務改革 | 指 | ①電子自治体業務の標準化・共同化 |
| | | | マ | ②熊谷市情報セキュリティポリシーの見直し |
| | （4）定員管理の適正化 | ア　定員適正化計画にのっとった定員管理 | プ | ①平成17年度からの5年間で職員を187人以上削減 |
| | （5）給与等の適正化 | ア　給与制度等の見直し | プ | ①高齢層職員の昇給制度の見直し |
| | | | | ②勧奨退職者の特別昇給制度の見直し |
| | | | | ③時間外勤務時間数の抑制 |
| | | | | ④給料と二重支給のおそれのある特殊勤務手当の廃止を含めた見直し |
| | | | | ⑤国の支給基準と異なるその他手当の支給基準の見直し |
| | | | | ⑥長期病休者休暇制度の見直し |
| | | | | ⑦能力・職責・実績を反映できる給与制度の構築 |
| | | イ　福利厚生事業の適正化 | プ | ①熊谷市共済組合運営費に占める市からの交付金負担割合を50%に向け圧縮 |
| 3　健全な財政運営 | （1）歳出の抑制 | ア　補助金等の適正化 | プ | ①サンセット方式による見直し（補助金：3年、交付金・負担金：5年の終期設定） |
| | | イ　公共工事コスト縮減 | プ | ①平成17年度比3%以上の公共工事コスト縮減 |
| | | ウ　公共サービスの市場化 | プ | ①公共サービス改革法による官民又は民間競争入札の導入検討及び市場化提案制度の実施 |
| | （2）自主財源の確保 | ア　収納対策 | プ | ①91%以上の納税率 |
| | | | | ②口座振替やコンビニエンスストアでの納付の促進 |
| | | | | ③差押不動産の積極的公売 |
| | | | | ④徴収体制の拡充 |
| | | イ　使用料・手数料の適正化 | プ | ①最終見直しから5年経過の使用料・手数料の見直し |
| | | ウ　市有財産の有効活用 | プ | ①未利用の普通財産（土地）の積極的な売払・貸付 |
| | | エ　企業誘致の推進 | プ | ①10社以上の企業立地 |
| | | オ　広告料収入の拡大 | プ | ①市有財産等を活用した有料広告事業の実施 |
| | （3）水道事業の経営健全化 | ア　水道事業の経営健全化 | プ | ①新水道事業計画の策定（中期経営計画を含む） |
| | | | | ②速やかな事業統合 |
| | （4）第三セクター等の見直し | ア　監査機能の強化、情報公開の拡充 | プ | ①監査機能の強化、情報公開の拡充 |
| | | イ　給与・役職員数の見直し、組織・機構のスリム化 | | ①給与・役職員数の見直し、組織・機構のスリム化 |
| | | ウ　市の関与のあり方の見直し | | ①財政的支援、人的支援の見直し |
| | | エ　土地開発公社の経営健全化 | | ①公社保有土地の縮減（平成21年度末7,356㎡とする。） |

＊プ：集中改革プラン、指：総務省指針（H17.3）、マ：マニフェスト

# 第２章
# 前期実施計画書

## Ⅰ　実施計画の目的

実施計画は、『熊谷市行政改革大綱』に示された行政改革の基本方針や方策を計画的かつ効率的に推進していくために策定するものです。

## Ⅱ　前期実施計画の期間

本計画の期間は平成１９年度から平成２１年度までの３年間です。

## Ⅲ　実施計画の内容

計画の項目ごとに取組内容と実施スケジュールを定め、計画の進行管理を容易にするとともに実施計画の確実な実施を図るものです。

## 1　公共サービスの重点化

### （1）事務事業の再編・整理、廃止・統合　　＊（　　）は全庁的な取組みのとりまとめを行う課です。

| No. | 計画項目 | 取組内容 | 実施スケジュール | | | 担当課 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| 1 | 事務事業の見直し | 事務事業数1，614本の5%削減 | 実施 | → | 目標達成 | 全課（行政改革推進室） |
| 2 | 行政評価システムの導入 | 総合振興計画、予算編成との連動が図れる行政評価システムの構築 | 構築準備 | → | 導入 | 全課（企画課） |
| 3 | 重複施設の見直し、活用 | 施設の統廃合や転用を含め、その必要性について精査 | 検討 | → | 一部実施 | 関係課（行政改革推進室） |

### （2）民間活力の活用

| No. | 計画項目 | 取組内容 | 実施スケジュール | | | 担当課 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| 4 | 指定管理者制度の活用 | 少なくとも8施設について指定管理者制度を導入 | 検討実施 | → | 目標達成 | 関係課（行政改革推進室） |
| 5 | 事務事業の委託化の推進 | 一部委託をしている一般ごみ収集、道路維持補修・清掃等、情報処理、庁内情報システム維持、学校業務、し尿処理（施設運営）の委託率の向上 | 検討 | → | 一部実施 | |
| 6 | | 給与・旅費の計算など総務事務の一部委託化 | 検討 | → | 実施 | |
| 7 | | 事務事業数の２０％を委託化（一部委託を含む） | 実施 | → | 目標達成 | |

### （3）市民との協働

| No. | 計画項目 | 取組内容 | 実施スケジュール | | | 担当課 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| 8 | 地元企業・NPOとの連携 | 活動主体に対する支援 | 実施 | → | → | 市民活動推進課 |
| 9 | | 協働事業に対する職員の意識改革 | 実施 | → | → | |
| 10 | | パートナーシップ・マニュアルの策定 | 策定 | → | → | |
| 11 | 市民参画の推進 | 自治基本条例の制定 | 制定 | → | → | 企画課 |
| 12 | | 協働事業提案制度の創設 | 検討 | 実施 | → | 市民活動推進課 |
| 13 | | パブリックコメントの実施 | 実施 | → | → | 関係課 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 14 | | 各種審議会の見直し(必要性、公募委員、女性委員) | 実施 | → | → | 関　係　課<br>(行政改革推進室) |
| 15 | 市民との情報共有化 | 市民満足度評価調査の実施 | 実施 | → | → | 企　画　課 |
| 16 | | 市報、ホームページの充実 | 実施 | → | → | 広報広聴課 |
| 17 | | 各種審議会の公開の推進 | 検討 | 実施 | → | 関　係　課<br>(行政改革推進室) |

## 2　効率的な行政運営

### (1)組織・機構の見直し

| No. | 計　画　項　目 | 取　　組　　内　　容 | 実施スケジュール | | | 担　当　課 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | |
| 18 | 簡素で効率的な組織・機構の構築 | 適正な配置職員数の実現 | 実施 | → | → | 行政改革推進室 |
| 19 | | 行政センターの組織・機構の検討 | 実施 | → | → | |

### (2)人材育成の推進

| No. | 計　画　項　目 | 取　　組　　内　　容 | 実施スケジュール | | | 担　当　課 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | |
| 20 | 職員の意識改革と能力開発 | 熊谷市人材育成基本方針に基づく人材育成 | 実施 | → | → | 職　員　課 |
| 21 | | 研修制度と人事制度の連携 | 実施 | → | → | |

### (3)ICT 化の推進

| No. | 計　画　項　目 | | 実施スケジュール | | | 担　当　課 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | |
| 22 | ICT を活用した業務改革 | 電子自治体業務の標準化・共同化 | 実施 | → | → | 関　係　課<br>(情報政策課) |
| 23 | | 熊谷市情報セキュリティポリシーの見直し | 実施 | → | → | 全　　課<br>(情報政策課) |

### (4)定員管理の適正化

| No. | 計　画　項　目 | 取　　組　　内　　容 | 実施スケジュール | | | 担　当　課 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | |
| 24 | 定員適正化計画にのっとった定員管理 | 平成17年度からの5年間で職員を187人以上削減 | 策定 | 実施 | → | 職　員　課 |

### （5）給与等の適正化

| No. | 計画項目 | 取組内容 | 実施スケジュール | | | 担当課 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| 25 | 給与制度等の見直し | 高齢層職員の昇給制度の見直し | 実施 | → | → | 職員課 |
| 26 | | 勧奨退職者の特別昇給制度の見直し | 一部廃止 | 全部廃止 | → | |
| 27 | | 時間外勤務時間数の抑制 | 実施 | → | → | |
| 28 | | 給料と二重支給のおそれのある特殊勤務手当の廃止を含めた見直し | 検討 | → | 実施 | |
| 29 | | 国の支給基準と異なるその他手当の支給基準の見直し | 検討 | → | 実施 | |
| 30 | | 長期病休者休暇制度の見直し | 検討 | 実施 | → | |
| 31 | | 能力・職責・実績を反映できる給与制度の構築 | 検討 | → | 実施 | |
| 32 | 福利厚生事業の適正化 | 熊谷市共済組合運営費に占める市からの交付金負担割合を50%に向け圧縮 | 検討 | 実施 | 目標達成 | 職員課 |

## 3 健全な財政運営

### （1）歳出の抑制

| No. | 計画項目 | 取組内容 | 実施スケジュール | | | 担当課 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| 33 | 補助金等の適正化 | サンセット方式による見直し（補助金：3年、交付金・負担金：5年の終期設定） | 実施 | → | → | 関係課（財政課） |
| 34 | 公共工事コスト縮減 | 平成17年度比3%以上の公共工事コスト縮減 | 実施 | → | 目標達成 | 関係課（契約室） |
| 35 | 公共サービスの市場化 | 公共サービス改革法による官民又は民間競争入札の導入検討及び市場化提案制度の実施 | 検討 | → | 一部実施 | 関係課（行政改革推進室） |

### （2）自主財源の確保

| No. | 計画項目 | 取組内容 | 実施スケジュール | | | 担当課 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| 36 | 収納対策 | 91%以上の納税率 | 実施 | → | 目標達成 | 納税課 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 37 | | 口座振替やコンビニエンスストアでの納付の促進 | 実施 | → | → | |
| 38 | | 差押不動産の積極的公売 | 実施 | → | → | |
| 39 | | 徴収体制の拡充 | 実施 | → | → | |
| 40 | 使用料・手数料の適正化 | 最終見直しから5年経過の使用料・手数料の見直し | 実施 | → | → | 関係課（行政改革推進室） |
| 41 | 市有財産の有効活用 | 未利用の普通財産（土地）の積極的な売払・貸付 | 実施 | → | → | 庶務課 |
| 42 | 企業誘致の推進 | 10社以上の企業立地 | 実施 | → | 目標達成 | 産業振興課 |
| 43 | 広告料収入の拡大 | 市有財産等を活用した有料広告事業の実施 | 実施 | → | → | 関係課（企画課） |

**（3）水道事業の経営健全化**

| No. | 計画項目 | 取組内容 | 実施スケジュール | | | 担当課 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| 44 | 水道事業の経営健全化 | 新水道事業計画の策定（中期経営計画を含む） | 策定準備 | 策定 | → | 営業課 |
| 45 | | 速やかな事業統合 | 統合準備 | → | 事業統合 | |

**（4）第三セクター等の見直し**

| No. | 計画項目 | 取組内容 | 実施スケジュール | | | 担当課 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| 46 | 監査機能の強化、情報公開の拡充 | 監査機能の強化、情報公開の拡充 | 実施要請 | → | → | 関係課（行政改革推進室） |
| 47 | 給与・役職員数の見直し、組織・機構のスリム化 | 給与・役職員数の見直し、組織・機構のスリム化 | 実施要請 | → | → | |
| 48 | 市の関与のあり方の見直し | 財政的支援、人的支援の見直し | 実施 | → | → | |
| 49 | 土地開発公社の経営健全化 | 公社保有土地の縮減（平成21年度末7,356㎡とする） | 実施 | → | 目標達成 | 庶務課 |

# 資　　料

㊞

平成１９年１２月１９日

熊谷市長　富岡　清　様

熊谷市行政改革推進委員会
会　長　　松　本　光　弘

「熊谷市集中改革プラン　改定版」（案）、「熊谷市行政改革大綱」（案）
及び「熊谷市行政改革大綱　前期実施計画書」（案）について（答申）

平成１９ 年１０月２６日付け熊行発第４６号で諮問のありました標記の件につきまして、別紙のとおり答申いたします。

現在、わが国は少子高齢社会の進行により、右肩上がりの成長社会から安定した成熟社会への移行が求められています。そのため、国においては「小さくて効率的な政府」の実現をめざして種々の改革が進められ、産業界においても新たな時代に対応すべく様々な改革の取組が行われております。

生産年齢人口の減少と老齢人口の増加は、地方自治体に対しても確実に歳入の減少と歳出の増加という非常に厳しい財政状況をもたらすこととなります。

このような状況の中、熊谷市は２回にわたる合併を経て、県北初の２０万都市として新たなスタートを切りました。まちづくりを進める上での指針となる「熊谷市総合振興計画」に基づく新たなまちづくりも来年度から始まります。また、本市が目指している平成２１年４月の特例市移行により多くの権限が移譲されます。

今後、市民の期待に応え、豊かな市民生活を実現するための諸施策を、着実に推進していくためには、財政的基盤を強固にするとともに、限られた予算と職員による効率的な行財政運営が行われなければなりません。

こうした状況を踏まえて、１０月２６日、本委員会は熊谷市長から、財政の健全化と行政の効率化に取り組むための「熊谷市集中改革プラン改定版（案）」、「熊谷市行政改革大綱（案）」及び「熊谷市行政改革大綱　前期実施計画書（案）」についての諮問を受け、慎重に審議を行いました。

審議の結果出されました意見については、下記のとおり答申いたします。

また、審議の過程において出されました要望等も附帯意見として併せて報告いたしますので、これらについては、今後十分検討されるよう要望します。

なお、策定後は、「低コスト高満足市政への転換」の基本理念のもと、着実な行政改革の推進を図られることを期待します。

記

**【「熊谷市集中改革プラン　改定版（案）」について】**

**１　事務事業の再編・整理、廃止・統合**

**＜意見＞**

原案のとおりとする。

**＜附帯意見＞**

- 公共サービスの市場化については、法に基づくものに限らず広く公共サービスのあり方について民間からの提案を募って行うよう要望する。
- 重複施設の見直し、活用については、高齢社会の進行に合わせ、高齢者の役に立つ施設は増やす等の配慮を要望する。

## ２　民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）

＜意見＞

原案のとおりとする。

＜附帯意見＞

ごみ収集業務については、更なる民間委託の推進に努めるべきである。

## ３　定員管理の適正化

＜意見＞

原案のとおりとする。

＜附帯意見＞

定員管理の数値目標の設定に当たっては、個々の改革の取り組みによる職員の削減数を積み上げる方式が本来の定員管理のあり方であり、そうした方式も検討されるよう要望する。

## ４　給与等の適正化

＜意見＞

原案のとおりとする。

＜附帯意見＞

福利厚生事業の事業内容については、他団体との比較のみならず民間とも比較し、大きく相違する事業については計画的に見直しを行うよう要望する。

## ５　第三セクター等の見直し

＜意見＞

原案のとおりとする。

## ６　歳入増加策

＜意見＞

原案のとおりとする。

## ７　地方公営事業（水道事業）の経営健全化

＜意見＞

平成２１年度末までの目標を具体的に設定すること。

【「熊谷市行政改革大綱（案）」及び「熊谷市行政改革大綱　前期実施計画書（案）」について】

Ⅰ基本方針

１　行政改革推進の背景・必要性

＜意見＞

原案のとおりとする。

２　行政改革の基本理念

＜意見＞

原案のとおりとする。

３　計画期間と推進体制

＜意見＞

原案のとおりとする。

Ⅱ具体的方策

１　公共サービスの重点化

（１）事務事業の再編・整理、廃止・統合

＜意見＞

原案のとおりとする。

＜附帯意見＞

事務事業の見直しについては、事務の中身を棚卸しして、事務そのものの簡素化をはかることも必要である。

（２）民間活力の活用

＜意見＞

原案のとおりとする。

（３）市民との協働

＜意見＞

原案のとおりとする。

２　効率的な行政運営

（１）組織・機構の見直し

＜意見＞

原案のとおりとする。

（２）人材育成の推進

＜意見＞

原案のとおりとする。

＜附帯意見＞

研修の成果として、職員からの政策提案等に反映できるよう要望する。

（３）ＩＣＴ化の推進

＜意見＞

原案のとおりとする。

（４）定員管理の適正化

＜意見＞

原案のとおりとする。

（５）給与等の適正化

＜意見＞

原案のとおりとする。

＜附帯意見＞

福利厚生事業の適正化については、交付金の額を見直すだけでなく、事業を見直すことで負担割合を 50％に圧縮していくことを要望する。

３　健全な財政運営

（１）歳出の抑制

＜意見＞

原案のとおりとする。

＜附帯意見＞

・　公共工事の発注にあたっては、単に価格だけの競争となっている入札の問題も検討してほしい。

・　公共サービスの市場化については、民間でできる公共サービスは積極的に情報提供を行い、民間からの提案を募るよう要望する。

（２）自主財源の確保

＜意見＞

原案のとおりとする。

＜附帯意見＞

企業誘致に当たっては、理念や方針を策定して積極的に進める必要がある。

（３）水道事業の経営健全化

＜意見＞

原案のとおりとする。

（４）第三セクター等の見直し

＜意見＞

原案のとおりとする。

# 熊谷市行政改革推進委員会における審議経過

| | 開催日時・場所 | 審　議　内　容 |
|---|---|---|
| 第１回行政改革推進委員会 | 平成１９年１０月２６日<br>市役所３０３会議室 | ○「熊谷市集中改革プラン改定版」(案)の内容把握<br>○「熊谷市集中改革プラン改定版」(案)に対する集中審議<br>Ⅱ　今後の改革の取組内容及び目標 |
| 第２回行政改革推進委員会 | 平成１９年１１月２日<br>市役所議会棟第２委員会室 | ○「熊谷市行政改革大綱」(案)及び「熊谷市行政改革大綱前期実施計画」(案)の内容把握<br>○「熊谷市行政改革大綱」(案)に対する集中審議<br>Ⅰ　基本方針<br>○「熊谷市行政改革大綱」(案)及び「熊谷市行政改革大綱前期実施計画」(案)に対する集中審議<br>Ⅱ　具体的方策<br>１　公共サービスの重点化 |
| 第３回行政改革推進委員会 | 平成１９年１１月２０日<br>市役所６０３（東）会議室 | ○「熊谷市行政改革大綱」(案)及び「熊谷市行政改革大綱前期実施計画」(案)に対する集中審議<br>Ⅱ　具体的方策<br>２　効率的な行政運営<br>３　健全な財政運営 |
| 第４回行政改革推進委員会 | 平成１９年１１月２７日<br>商工会館大ホール | ○　答申内容の検討 |

㊞

熊 議 発 第 ４ ４ ７ 号
平成２０年１月２４日

熊谷市長　富　岡　　清　様

熊谷市議会議長　松　本　　富　男

行財政改革特別委員会からの要望・意見の提出について（通知）

行財政改革特別委員会が付託案件審査を行い、別紙の要望書がとりまとまりましたので提出します。

## 熊谷市行政改革大綱（案）及び前期実施計画（案）に関する要望・意見

### 行政評価システムの導入について

○ 行政評価については、内部評価とともに市民満足度評価に重点を置いた外部評価が重要である。

### 地元企業・ＮＰＯとの連携について

○ 地元企業との連携を強化し、地元企業のノウハウを生かした協働が必要である。

### ＩＣＴ化を活用した業務改革について

○ 利用件数の数値目標だけでなく、ＩＣＴ化による行政運営コスト削減の数値目標も設定する必要がある。

### 給与制度等の見直しについて

○ 各種手当については、社会通念と照らしたうえで改廃をする必要がある。

### 企業誘致の促進について

○ 企業誘致に当たっては、候補地等、土地利用計画について見直しをする必要がある。

# ○ 熊谷市行政改革推進委員会条例

平成 18 年 3 月 23 日
条例第 30 号

（設置）
第１条　社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政を運営するため、熊谷市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（所掌事務）
第２条　委員会は、市長の諮問に応じ、行政改革の推進について調査審議し、答申するとともに、行政改革の推進状況について意見を述べることができる。
（組織）
第３条　委員会は、委員１５人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1)　市議会議員
(2)　知識経験を有する者
（委員の任期）
第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第５条　委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　委員会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。
２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（委任）
第７条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

# 熊谷市行政改革推進委員会委員名簿

| | 氏　　名 | 所　　属　　等 |
|---|---|---|
| 会　長 | 松本光弘（まつもとみつひろ） | 熊谷商工会議所会頭 |
| 副会長 | 清水千尋（しみずちひろ） | 立正大学大学院法学研究科委員長<br>立正大学大学院法学研究科・法学部教授 |
| 委　員 | 松浦紀一（まつうらきいち） | 熊谷市市議会議員 |
| 委　員 | 松岡兵衛（まつおかひょうえ） | 熊谷市市議会議員 |
| 委　員 | 江森忠男（えもりただお） | 熊谷市自治会連合会副会長 |
| 委　員 | 岡田一（おかだはじめ） | 熊谷市社会福祉協議会会長 |
| 委　員 | 田谷宗一（たがやそういち） | くまがや農業協同組合代表理事組合長 |
| 委　員 | 後藤素彦（ごとうもとひこ） | 熊谷青年会議所直前理事長 |
| 委　員 | 染谷芙美子（そめやふみこ） | 関東信越税理士会熊谷支部 |
| 委　員 | 三部泰義（さんべやすよし） | 「連合埼玉」熊谷大里郡市地域協議会 |
| 委　員 | 小林文夫（こばやしふみお） | NPOくまがや副代表理事 |
| 委　員 | 野口さと子（のぐちさとこ） | くまがや共同参画を進める会理事 |
| 委　員 | 八木英樹（やぎひでき） | 公募 |
| 委　員 | 仙田節（せんだみさお） | 公募 |

（敬称略）

# 熊谷市行政改革推進本部設置要綱

（設置）

第１条　行政改革の推進を図るため、熊谷市行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

（1）　行政改革大綱及び実施計画の策定、実施に関すること。

（2）　その他行政改革に係る重要事項に関すること。

（組織）

第３条　推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

２　本部長は副市長をもって充て、副本部長は教育長及び総合政策部長をもって充てる。

３　本部員は、別表第１に掲げる職にある職員をもって充てる。

（本部長及び副本部長の職務）

第４条　本部長は、推進本部を総括する。

２　副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長のうちから、本部長があらかじめ定める者がその職務を代理する。

（会議）

第５条　推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長は、その議長となる。

（幹事会）

第６条　推進本部に幹事会を置く。

２　幹事会は、推進本部会議に付すべき事項について検討するとともに、推進本部から付託された事項について協議する。

３　幹事会は、会長及び委員をもって組織する。

４　会長及び委員は、別表第２に掲げる職にある職員をもって充てる。

５　幹事会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長は、その議長となる。

（部会）

第７条　推進本部に部会を置く。

２　部会は、推進本部から付託された事項について、調査及び研究をする。

３　部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

４　部会長及び部会員は、別表第３に掲げる職にある職員をもって充てる。

（庶務）

第８条　推進本部の庶務は、総合政策部行政改革推進室において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この要綱は、平成１８年５月１０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年２月１３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

| | |
|---|---|
| 本部員 | 市長公室長、総務部長、市民部長、福祉部長、環境部長、産業振興部長、都市整備部長、建設部長、契約室長、会計管理者、消防長、水道部長、議会事務局長、教育次長 |

別表第２（第６条関係）

| | |
|---|---|
| 会長 | 総合政策部長 |
| 委員 | 企画課長、庶務課長、市民活動推進課長、福祉課長、環境政策課長、産業振興課長、都市計画課長、管理課長、消防総務課長、営業課長、教育総務課長、行政改革推進室長、財政課長、情報政策課長、職員課長、契約室長、出納室長 |

別表第３（第７条関係）

| 部会名 | 部会長 | 部　会　員 |
|---|---|---|
| 第１部会 | 市長公室長 | 秘書課長、政策調査課長 |
| 第２部会 | 総合政策部長 | 企画課長、行政改革推進室長、財政課長、人権政策課長、情報政策課長、広報広聴課長、契約室長、出納室長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長 |
| 第３部会 | 総務部長 | 庶務課長、職員課長、市民税課長、資産税課長、納税課長、公平委員会事務局長、大里行政センター総務税務課長、妻沼行政センター総務税務課長、江南行政センター総務税務課長 |
| 第４部会 | 市民部長 | 市民活動推進課長、市民課長、葬斎施設場長、保険年金課長、安心安全課長、危機管理室長、男女共同参画室長、健康づくり課長、熊谷保健センター所長、大里保健センター所長、妻沼保健センター所長、江南保健センター所長、母子健康センター所長、在宅ケアセンター所長、大里行政センター市民環境課長、妻 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 沼行政センター市民環境課長、江南行政センター市民環境課長 |
| 第５部会 | 福祉部長 | 福祉課長、長寿いきがい課長、障害福祉課長、こども課長、保育課長、大里行政センター福祉課長、妻沼行政センター福祉課長、江南行政センター福祉課長 |
| 第６部会 | 環境部長 | 環境政策課長、廃棄物対策課長、環境衛生課長、第一水光園所長、荒川南部環境センター所長、環境美化センター所長、大里行政センター市民環境課長、妻沼行政センター市民環境課長、江南行政センター市民環境課長 |
| 第７部会 | 産業振興部長 | 産業振興課長、商業観光課長、勤労青少年ホーム館長、農業振興課長、農地整備課長、大里行政センター産業建設課長、妻沼行政センター産業課長、江南行政センター産業課長、農業委員会事務局長 |
| 第８部会 | 都市整備部長 | 都市計画課長、開発指導課長、公園緑地課長、熊谷運動公園施設管理事務所長、土地区画整理西部事務所長、土地区画整理中央事務所長、大里行政センター産業建設課長、妻沼行政センター建設課長、妻沼運動公園施設管理事務所長、江南行政センター建設課長 |
| 第９部会 | 建設部長 | 管理課長、道路課長、維持課長、河川課長、下水道課長、建築課長、大里行政センター産業建設課長、妻沼行政センター建設課長、江南行政センター建設課長 |
| 第10部会 | 消防長 | 消防総務課長、予防課長、警防課長、指令課長、熊谷消防署長、中央消防署長、妻沼消防署長 |
| 第11部会 | 水道部長 | 営業課長、工務課長 |
| 第12部会 | 議会事務局長 | 議会事務局副局長 |
| 第13部会 | 教育次長 | 教育総務課長、学校教育課長、社会教育課長、中央公民館長、文化会館長、熊谷図書館長、プラネタリウム館長、江南文化財センター所長、保健体育課長、熊谷学校給食センター所長、江南学校給食センター所長、大里事務所長、大里生涯学習センター所長、大里図書館長、妻沼事務所長、妻沼中央公民館長、妻沼図書館長、江南事務所長、江南総合文化会館長、江南公民館長、江南図書館長 |

# 用　語　解　説

**【ICT】**
（information communication technology の略）情報通信技術。ＩＴよりもコミュニケーション「通信」を強調したい場合に用いられる。

**【NPO】**
（Nonprofit organization の略）非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。

**【公の施設】**
地方公共団体が、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設ける施設を
いいます。

**【外郭団体】**
国や地方公共団体が、公共の業務をその外部の機関に行わせるために設置した組織をいいます。

**【勧奨退職】**
人事の刷新と行政の能率の向上を図るため、年齢や勤続年数が一定の要件に該当する職員が、勧めに応じて定年前に退職することをいいます。

**【給与構造改革】**
平成１７年度人事院勧告において示された、俸給制度、手当制度全般にわたる抜本的な改革を行おうとする取り組みです。具体的には、民間賃金の低い地域を考慮して、給料表の水準を全体として平均４．８％引き下げるとともに、民間賃金が高い地域には、３％から最高１８％の地域手当を新設すること、現行の号俸を４分割し、職員の勤務実績が反映される昇給制度を導入すること等の改革を行うものです。

**【行政評価システム】**
市民ニーズに基づく行政サービスを効果的・効率的に提供するために、行政サービスの効果について、目標を明確にして客観的な評価を行い、その評価結果に基づいた改善を、次の企画立案・実施に反映させる仕組です。

**【競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）】**
「民間にできることは民間に」という構造改革を具体化したもので、今まで公が行っていた行政サービスについて、官民競争入札、民間競争入札を活用し、民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、より良質かつ低廉な公共サービスを提供することを目的とした法律です。

**【協働事業提案制度】**
地域の多様な課題について、市民の発想を活かした提案を募集し、提案団体と市がともに「公共サービス」の担い手となり、「協働」して解決に取組むための制度です。

**【熊谷市産業立地促進条例】**
産業の振興と雇用機会の拡大等を図るため優遇措置として本市が設けた条例です。具体的には、事業開始後、最初の課税年度から３年間を限度として、固定資産税相当額を奨励金として交付する事業所設置奨励金と、市内居住者の新規雇用１人当たり３０万円を奨励金として交付する雇用促進奨励金を、事業者の申請により交付するもので、平成２２年度までの期限付き条例です。

**【熊谷市人材育成基本方針】**
熊谷市が抱える様々な行政課題に適切に対応するため、本市が求める職員像及びその要件を明らかにするとともに、職員像実現とそのために必要な能力開発への取組みを総合的視点から定め、これからの本市の人材育成の指針とするものです。

**【恒久減税】**

平成１１年４月１日に施行された「地方税法の一部を改正する法律」により実施された減税で、個人所得課税、法人課税のあり方についての抜本的な見直しを行うまでの間の措置として、個人住民税、法人事業税等について行われた恒久的な減税のことです。

**【公共工事コスト削減対策に関する熊谷市新行動計画】**

市が発注する公共工事に関して、具体的に数値目標を定め、設計コストなどの工事コストの縮減を図るための計画です。旧熊谷市では平成１３年３月に策定をし、コスト縮減に取り組んできた経緯がありますが、平成１８年度中に新たな行動計画を策定しました。

**【公社経営健全化団体】**

土地開発公社の経営環境は厳しいものとなっていることと、公社保有土地の有効利用を促進する必要があることから、平成１６年１２月に総務省が土地開発公社経営健全化対策を行いました。公社経営健全化団体とは、当該土地開発公社の経営の抜本的な健全化を図る必要がある団体で、一定の要件に該当する場合、公社経営健全化計画を策定することによって、国から優遇措置を得られることになる団体のことです。

**【財政調整基金】**

経済不況等による大幅な税収入の減や、災害の発生等により支出の増加を余儀なくされる場合に備えて、市の財政に余裕があるときに積立を行う基金です。

**【サンセット方式】**

太陽が沈むことを意味するサンセットにちなんで、あらかじめ終期を設定し、終了時点で評価を行い、改めて廃止か継続かを決めるしくみをいいます。

**【三位一体の改革】**

小泉内閣における聖域なき構造改革の目玉として推進されている政策で、国が補助事業などの権限と財源を地方に移し、全国一律のルールではなく、それぞれの地域の実情に合わせて、住民満足度の高い行政サービスを効率的に提供するための改革です。具体的には「国庫補助負担金の改革」「国から地方への税源移譲」「地方交付税の見直し」を同時に一体的に行うため、このようにいわれています。

**【時間外勤務手当】**

正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、現に勤務した職員に支給される手当のことです。（正規の勤務時間外の勤務には週休日も含みます。）

**【事業仕分け】**

そもそも事業そのものが必要なのかどうか、必要だとして、だれが事業を行うべきなのか等について、具体的に評価していくものです。そして、この作業結果を、実行に移すことで行財政改革が推進されるといわれ、平成１８年５月に成立した「行政改革推進法」にも事業仕分けについて明記されています。

**【市場化提案制度】**

多様化する市民ニーズに対応するため、今まで行政のみが行っていた公共サービス提供について、民間事業者を含め最適なサービス提供主体を選択するため、広く公共サービスのあり方について民間からの提案を募る制度です。

国の法律により公共サービスの担い手が公務員に限定されている業務については、公共サービス改革法に法律の特例を設けることにより、官民競争入札等を行うことが可能となりますが、法律の特例を適用する必要のない業務については、地方自治法に基づき、条例又は規則に手続を規定することにより、法と同様の手続で官民競争入札等を実施できます。

平成１９年１２月に「公共サービス改革基本方針」の一部（別表）の改定が閣議決

定され、市町村が手がける窓口業務のうち、住民異動届や婚姻届など２４業務が官民の競争入札で業務の担い手を決める「市場化テスト」の対象となることが示されました。

**【自治基本条例】**
地域課題への対応や地域のまちづくりについて、誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかについての基本ルールを条文化したものです。

**【指定管理者制度】**
「公の施設」の管理運営主体は、公共性の確保の観点から、市の出資法人や公共的団体等に限られていましたが、平成１５年の地方自治法の改正により、民間事業者やＮＰＯ法人、ボランティア団体等幅広い団体にも管理運営を委ねることができるようになりました。

**【情報セキュリティポリシー】**
情報セキュリティに対する基本方針のことで、情報に対して目的外に利用することや部外者の侵入、情報の漏洩などを防止するための対策方針です。

**【所得譲与税】**
所得税から住民税への本格的な税源移譲が行われるまでの暫定措置として、平成１６年度から平成１８年度までを時限措置として新設されました。国が決めたルールに従って、国税の一部を地方に分配する地方譲与税の一種であり、人口に応じて地方公共団体に配分されるものです。

**【第三セクター】**
地方公共団体が出資または出えんを行っている民法法人及び商法法人をいいます。

**【地方交付税】**
地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の水準を維持できるよう財源を保障する観点から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再分配する地方の固有財源です。具体的には、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一部が地方交付税に充てられています。

**【地方譲与税】**
本来地方税として徴収するべきであるが、徴収の困難さや税源の偏在などの理由により、国がいったん国税として徴収し、一定の基準に従って地方公共団体に譲与するもので、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、所得譲与税等があります。

**【定員管理】**
事務事業を効果的かつ効率的に遂行するために、必要な人員を適正に配置するよう管理していくことです。

**【点検評価】**
業務運営全般について、内容を点検・評価し、その結果を今後の業務運営の改善につなげていくことをいいます。

**【特殊勤務手当】**
地方自治法第２０４条第２項の規定に基づき、「著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるもの」に従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて、各団体が条例で支給することができるとされている手当です。

**【特別昇給制度】**
勤務成績が特に優秀である等の職員に対し、普通昇給期間を短縮して昇給させる制度であり、本市の場合、「熊谷市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」に定めてあります。

**【特例市】**
地方公共団体のうち人口２０万以上を有する市からの申し出に基づき、政令による指定を受けた市。特例市は、中核市が処理することができる事務のうち、都道府県が一体的に処理すべきとされた事務以外のもの（環境行政・都市計画・建設行政等）を処理することができます。

**【特例地方債】**
本来、国から交付税、交付金等として受け入れていたものが、国の財政状況の悪化等により、その部分を地方債として借り入れて財政措置せざるを得なくなった地方債のことです。このため、将来、国から補てんされることになっています。具体的には、減税補てん債や臨時財政対策債などをいいます。

**【土地開発公社】**
地域の秩序ある整備を図るために必要な、公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、地方公共団体が全額出資して設立する特別法人です。

**【パートナーシップマニュアル】**
ＮＰＯや地域コミュニティ団体等と行政が協働して事業を実施するにあたり、しっかりとした相互理解のもと、より良いパートナーシップを組むためのガイドラインになります。

**【パブリックコメント】**
市の基本的な政策案の作成に当たり、事前に内容を公表して市民から意見を募集し、それを考慮して政策の意思決定とするとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表することをいいます。

**【普通会計】**
自治体間の財政比較をするために用いられる統一的な会計区分であり、本市の場合、一般会計、下水道特別会計の一部及び土地区画整理事業特別会計の一部で構成されています。

**【補助金、交付金、負担金】**
補助金とは、特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に、対価なくして支出するものです。
交付金とは、法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務処理の報償として支出するものです。
負担金とは、法令又は契約等によって地方公共団体が負担するもので、特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出する場合と、一定の事業等について、事業等に要する経費の負担割合が定められているときに、その負担区分により負担する場合があります。

**【臨時財政対策債】**
地方交付税の財源不足に対処するため、平成１３年度から制度化されたもので、不足分について、国と地方が折半して補てんすることとなり、その地方負担分を補てんするために発行される地方債です。このため、この地方債については、将来、国が交付税で償還することが約束されています。